

石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例施行規程

（平成 25 年 3 月 18 日）
石狩西部広域水道企業団企業管理規程第1号

改正 令和 7 年 4 月 1 日企管規程第 6 号

（趣旨）

第1条 この規程は、石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例（平成 24 年石狩西部広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受渡し地点及び供給方法）

第2条 石狩西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）から条例第 2 条に規定する受水者（以下「受水者」という。）への水道用水の受渡し地点及び供給方法は別表のとおりとする。

（超過料金の算定）

第2条の2 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定により定める額は、1 立方メートルにつき 111 円とする。

（令和 7 企管規程 6・一部改正）

（使用水量の通知）

第3条 企業長は、条例第 4 条第 1 項の規定により測定又は認定を行った使用水量を、翌月の 10 日までに別記第 1 号様式により受水者に通知するものとする。

（基本料金の端数処理等）

第4条 条例第 5 条の規定により 3 月ごとに徴収する料金は、条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する基本料金の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、1 に満たない端数が生じた場合は、その端数の合計数に相当する金額は、当該年度の最初に徴収する月の料金に加えるものとする。

（令和 7 企管規程 6・一部改正）

（用水供給料金の徴収等）

第5条 企業長は、用水供給料金を、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める月に徴収するものとする。

（1）基本料金 当該年度の 7 月、10 月及び 1 月並びに翌年度の 4 月

（2）超過料金 翌年度の 4 月

2 企業長は、前項の用水供給料金に係る納入通知書を、徴収する月の 10 日までに受水者に送付するものとする。

3 受水者は、納入通知書の送付を受けた月の末日までに用水供給料金を支払わなければならない。

4 企業長は、前各項の規定について、特別の事情がある場合は、これを変更することができる。

（用水供給停止又は制限の通知）

第6条 企業長は、条例第 7 条の規定により用水の供給の停止又は制限をしようとする場合は、別記第 2 号様式によりあらかじめ、その日時、区域、理由、制限の内容等を受水者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が受水者と協議して定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年企管規程第 6 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

受水者	受渡し地点	所在地	供給方法
札幌市	札幌市ポンプ場・分水施設	札幌市北区屯田町 860 番地 7	管接続渡し
小樽市	小樽分水施設	小樽市銭函 4 丁目 158 番地 6	管接続渡し
石狩市	石狩花川分水施設	石狩市花川北 2 条 6 丁目 279 番地	管接続渡し
	石狩新港分水施設	石狩市新港中央 1 丁目 204 番地 10	管接続渡し
当別町	当別分水施設	石狩郡当別町若葉 4857 番地 5	管接続渡し

（令和 7 企管規程 6・一部改正）

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

使 用 水 量 通 知 書

（受水者） 様

石狩西部広域水道企業団
企業長 ⑩

年 月分の使用水量について、次のとおり通知します。

(m^3)

（測定）
（認定）
（合計）

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

用 水 供 給 停 止 （ 制 限 ） 通 知 書

（受水者） 様

石狩西部広域水道企業団
企業長 ⑩

次のとおり用水供給を停止（制限）するので通知します。

日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
区域	
理由	
制限の内容	
(備考)	